

【資料 1】

第 5 期熊本県障がい者計画
(平成 28 年度)
関連事業及び進捗状況

第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」(計画期間：平成27年度～平成32年度)の概要

【計画の性格】

- ・ 障害者基本法に基づき都道府県が策定する障がい者施策に関する基本計画
- ・ 障害福祉サービス等の確保に関する熊本県障がい福祉計画と一体となって、県の障がい者施策を推進

【計画の特徴】

- ・ 障がい当事者自らが計画策定に参画(熊本県障害者施策推進審議会及び同審議会に設置した3つの分科会に障がい者団体の代表が委員として参画)
- ・ 障がい当事者や家族から幅広く意見を聴取(障がい者を対象にしたアンケートや障がい者団体との意見交換会を実施)
- ・ 計画期間中の達成状況が明確になるように、数値目標を設定
- ・ 計画に基づく施策の実施状況について、審議会においてPDCAサイクルによる評価を実施

I 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる**共生社会の実現**

II 基本理念

◆障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

◆自らの選択・決定・参画の実現

◆安心していきいきと生活できる環境づくり

III 重点化の視点

- 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み
- 地域生活への移行支援・地域生活支援
- 家族に対する支援
- 障がい特性に配慮した支援

体系化

生活を支援する

社会参画を進める

環境を整備する

権利を擁護する

IV 分野別施策

●地域生活支援



・障がいのある人の地域生活への移行・地域定着に向け、居住の場の確保や障害福祉サービスの充実を図る
・新たな対応が必要な障がい(発達障がい、重症心身障がい、強度行動障がい、難病等)の特性に配慮した支援の充実を図る

●保健・医療



・関係機関の連携を強化し、身近な地域で支援が受けられる地域療育体制の充実を図る
・休日・夜間にも対応する精神科救急医療体制の充実を図る

●教育、文化芸術活動・スポーツ



・障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援の充実を図る
・障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育に向けた取組みを推進する
・関係団体との連携を強化し、文化芸術活動・スポーツの分野におけるスペシャリストの発掘・育成を図る

●雇用・就業、経済的自立の支援



・障がいのある人の自立に向けて、雇用・福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、就業面と生活面を一体的に支援する
・福祉と農業の連携による就労支援に取り組む
・国や市町村と連携し、全国的に障害者就労施設等からの優先調達を推進する

●情報アクセシビリティ



・障がい特性に配慮した情報の提供を推進する
・コミュニケーションを支援する人材の養成・確保を図る
・意思疎通支援を図るための情報通信機器やヘルプカード等の普及を図る

●安心・安全



・障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)を市町村が策定するよう支援する
・災害発生時に備え、障がいのある人に配慮した支援体制を整備する
・障がいのある人の日常生活を支える外出・移動支援の充実を図る

●生活環境



・障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する
・障がいのある人に配慮した住宅・建築物、道路・都市公園等のユニバーサルデザイン化を推進する

●差別の解消及び権利擁護の推進



・障害者差別解消法の制定に先駆けて制定した条例に基づく取組みを推進する
・障がいの特性や、障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める「心のバリアフリー」を推進する
・障がいのある人の権利を擁護する取組み(虐待防止、成年後見制度の利用促進等)を推進する

国の動向

障害者総合支援法の制定
精神保健福祉法の改正

障害者雇用促進法の改正
障害者優先調達法の制定

災害対策基本法の改正

障害者虐待防止法の制定
障害者差別解消法の制定
障害者権利条約の批准

1 第5期熊本県障がい者計画について

第5期計画の基本的な考え方は、次のとおりです。

■ 計画の策定にあたって

(1) 計画の性格・位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく、県における「障害者のための施策に関する基本的な計画」です。

熊本県のこれからの障がい者施策の基本的な考え方や具体的な取組み、達成すべき目標等を明らかにし、障害福祉サービス等の確保に関する熊本県障がい福祉計画と一体となって、障がい者施策の総合的な推進を図るものです。

県の取組みの基本方針である「幸せ実感くまもと4カ年戦略」をはじめ、保健・医療、教育、労働、土木・建築分野等の関連計画と連携を図りながら、施策を推進していきます。

(2) 計画の期間

平成27年度～平成32年度（6年間）

障がい者施策に関する基本計画としての性格を踏まえるとともに、障がい者計画の障害福祉サービス等の確保に関する実施計画に相当する障がい福祉計画（※）と一体となって県の障がい者施策を推進するために、両計画の見直しのサイクルを統一し、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。

なお、平成29年度には、施策の実施状況や社会情勢等を踏まえ、中間見直しを行います。

（※）障がい福祉計画は、障害者総合支援法第89条第1項の規定に基づき、障害福祉サービスの必要な見込み量を定め、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画。国が定める基本指針（厚生労働省告示）により計画期間が3年間と定められ、次期計画の期間は平成27年度から平成29年度まで。

■ 計画の基本的な考え方

(1) 目指す姿

障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現

第4期計画策定後、国において集中的に進められた障がい者制度改革や第3次障害者基本計画の策定、障害者権利条約の批准等の動向や、県においても法の制定に先駆けて「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定したことを踏まえ、条例の前文で掲げる「共生社会の実現」を目指す姿に掲げ、その実現に向けた取組みを総合的に推進することとします。

(2) 基本理念

第5期計画の目指す姿である「共生社会の実現」に向け、第4期計画の考え方を継承し、次の3つの基本理念に基づいて、障がい者施策を推進します。

障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会

「目指す姿」で掲げる、障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を県民みんなで築いていきます。

なお、「ともに生きる」という概念は、第3期計画（平成15年度から平成22年度まで）及び第4期計画（平成23年度から平成26年度まで）から継承される基本理念です。

自らの選択・決定・参画の実現

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人一人一人が主体的に、自らの選択により、意思決定ができ、社会参画が促進されるよう、施策の充実を図っていきます。

また、障がいのある人の自己選択・意思決定・社会参画が可能になるよう、福祉、保健・医療、教育、雇用・就労等の関係機関の連携のもと、ライフステージに応じた切れ目のない支援を念頭に置いた施策の充実を図っていきます。

安心していきいきと生活できる環境づくり

「共生社会の実現」に向けて、障がいのある人を取り巻く物理的な障壁や、障がいのある人に対する偏見や誤解といった意識上の障壁等の社会的障壁を取り除き、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で安心していきいきと生活できる環境の整備を図っていきます。

(3) 重点化の視点

(2) で掲げた3つの基本理念のもと、「共生社会の実現」に向けて、第5期計画期間内に重点的に取り組むべき施策の方向性を「重点化の視点」として掲げ、それぞれの視点から分野別施策の取組みの充実を図ります。

第4期計画の成果や課題を踏まえ、次の4つの視点から分野別施策を推進していきます

県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組み

「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」や障害者差別解消法に基づき、障がいのある人の権利を擁護する取組みや、障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深める取組みを進めます。

地域生活への移行支援・地域生活支援

施設入所者等が地域で安心して生活できるよう、地域生活への移行に向けた支援や地域生活の支援を行います。

また、障がいのある人が地域生活を安心して続けられるよう、福祉、保健、医療等の関係機関の連携のもと、支援体制の充実を図ります。

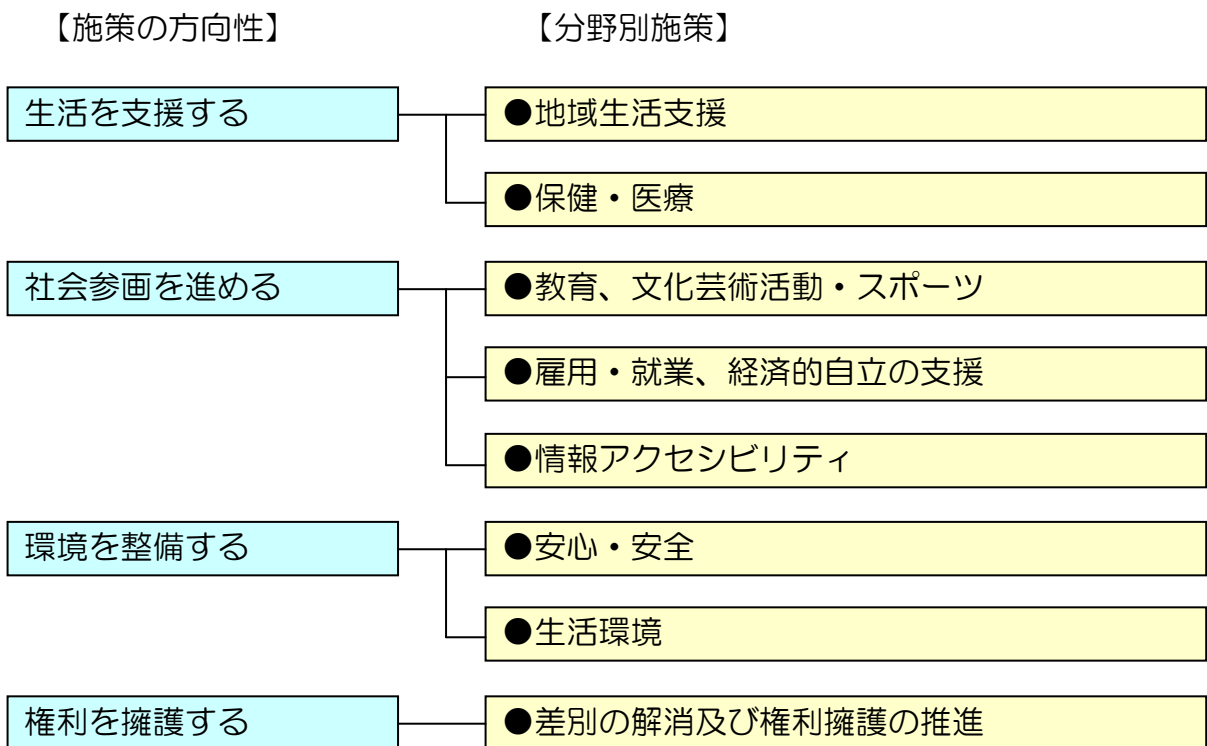
家族に対する支援

障がいのある人を身近で支える家族の負担を軽減するため、レスパイト・ケアの充実を図ります。

障がい特性に配慮した支援

新たに障害福祉サービスの対象となった難病や、新たな対応が必要である障がい(発達障がい、重症心身障がい、強度行動障がい等)など、障がいの特性に配慮した支援の充実を図ります。

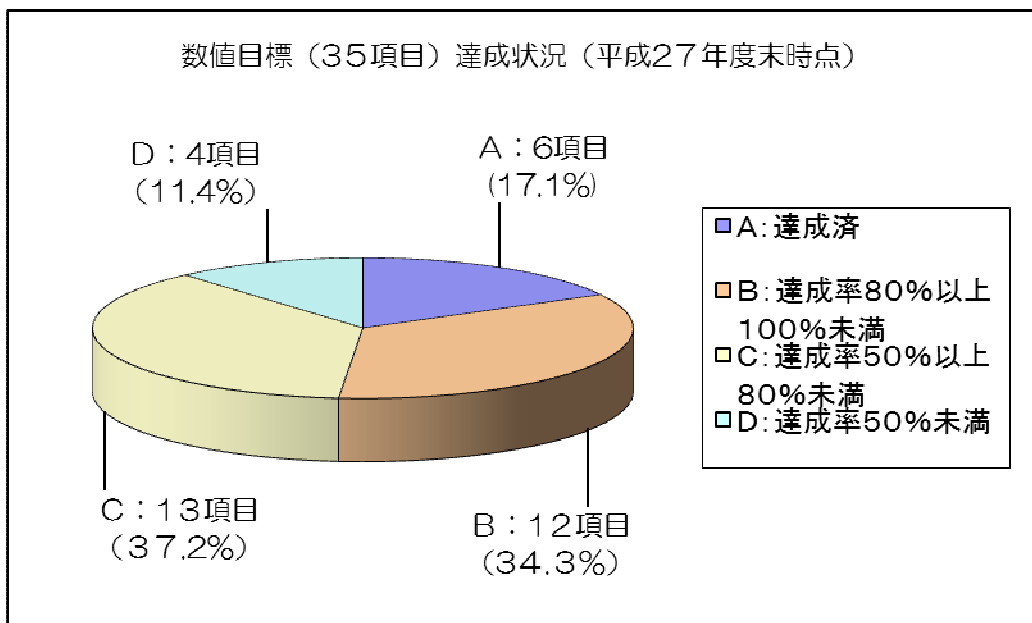
(4) 分野別施策



2 第5期熊本県障がい者計画の進捗状況

(1) 数値目標の達成状況

第5期計画の計画期間（平成27年度～平成32年度）の初年度となる平成27年度末現在における数値目標の達成状況は、次のとおりです。



(注) 平成27年度末の実績には、暫定値（3項目）も含まれる。

平成27年度末の時点で、既に「発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数」、「障がいの受入れ歯科医療機関（病院・診療所）の数」、「高等学校における個別の教育支援計画作成率」、「ハートフルパス制度の協力施設数」「地域の縁がわ箇所数」、「乗合バスのうちノンステップバスの割合」の6項目（全体の17.1%）が目標を達成しています。

また、全体の34.3%にあたる12項目（達成済みの6項目を除く）が、達成率80%以上となっています。

一方で、達成率が50%に達していない項目も「福祉施設入所者の地域生活への移行者数」、「福祉施設入所者の削減数」、「入院中の精神障がいの入院1年以上の長期在院者数の削減率」、「要約筆記者養成研修修了者数」の4項目（全体の11.4%）あり、これらの項目については、引き続き取り組んでいく必要があります。

(2) 分野別施策ごとの実施状況

第5期計画の分野別施策ごとの数値目標の達成状況及び施策を構成する主な事業は、次のとおりです。

施策分野①

地域生活支援

施策の概要

- 障がいのある人が地域で安心して暮らしていくために、地域移行の受け皿となる居住の場の確保や、日常生活を支える障害福祉サービスの充実を図る。
- 相談支援体制の充実とともに、サービスを提供する人材の確保や資質向上などサービス提供体制の充実を図る。
- 障がいごとにニーズが多様化していることから、障がいの特性に配慮した地域生活支援の充実を図る。

(1) 地域移行・地域定着

- ① 施設入所者等の地域移行支援・地域定着支援
- ② 精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援
- ③ 地域生活支援拠点の整備等
- ④ グループホームの整備

(2) 日常生活

- ① 訪問系サービスの充実
- ② 日中活動系サービスの充実
- ③ 日中一時支援事業の充実
- ④ 日常生活用具の給付

(3) 相談支援

- ① 相談支援体制の充実
- ② 相談支援専門員の養成
- ③ 身体・知的障がい者相談員及び民生委員・児童委員の養成
- ④ 当事者や家族による相談活動及び交流活動の推進

(4) サービス提供体制

- ① サービスを提供する人材の確保
- ② サービス管理責任者等の養成及び資質向上
- ③ 障害支援区分認定調査員等の資質向上
- ④ サービスの質を高める取組みの促進

(5) 障がい特性に配慮した地域生活支援

- ① 発達障がい者支援センター等による総合的な支援
- ② 発達障がいについての医療体制の整備
- ③ 発達障がい児（者）の家族への支援の充実
- ④ 重症心身障がい児（者）への支援
- ⑤ 重症心身障がい児（者）の家族への支援の充実
- ⑥ 強度行動障がいのある人への対応
- ⑦ 高次脳機能障害支援センターによる支援
- ⑧ 難病患者に対する障害福祉サービス等の適切な提供
- ⑨ 保健所及び難病相談・支援センター等による支援
- ⑩ 地域生活定着支援センターによる支援

【数値目標の達成状況】

No	項 目	単位	H25年度末 (策定時)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
1	福祉施設入所者の地域生活への移行者数	累計人数	—	35 11.7%	59 19.8%	D	298 (H29年度末)
2	福祉施設入所者の削減数	人数	—	29 24.2%	13 10.8%	D	120 (H29年度末)
3	入院中の精神障がい者の入院3ヶ月時点の退院率	%	60.2 (H24年度末)	56.1 87.7%	56.9 88.9%	B	64 (H29年度末)
4	入院中の精神障がい者の入院1年時点の退院率	%	88.1 (H24年度末)	87.1 95.7%	87.9 96.6%	B	91.0 (H29年度末)
5	入院中の精神障がい者の入院1年以上の長期在院者数の削減率	%	2.0 (H24年度末)	3.4 18.9%	6.7 37.2%	D	18 (H29年度末)
6	就労移行支援事業の利用者数	人数	486	478 61.4%	469 60.3%	C	778 (H29年度末)
7	就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	%	30.2	32.7 65.4%	33.9 67.8%	C	50 (H29年度末)
8	発達障がい者支援センターが行う支援者養成連続講座修了者数	人数	81	105 47.7%	230 104.5%	A	220
9	ペアレントメンター登録者数	人数	24	30 60.0%	38 76.0%	C	50
10	医療型短期入所事業所及び医療的ケアに対応できる日中一時支援事業所	か所	7 (5圏域)	9(5圏域) 45.5%	11(9圏域) 81.8%	B	各圏域(11圏域) に1か所以上
11	強度行動障がい支援者養成研修受講者数	人数	—	61 33.9%	103 57.2%	C	180 (H29年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
精神障がい者地域移行支援事業	精神障がい者の地域移行（精神科病院入院者の退院）の促進に向けて、精神科病院の退院後生活環境相談員等への研修を行う。	529
障がい者福祉施設整備費補助事業	社会福祉法人等に対し、日中活動系事業所やグループホーム等の創設、障害者支援施設等の改築及び大規模修繕等の経費について助成する。	480,985
障害福祉サービス費等負担事業	障害福祉サービス等の利用に対して、市町村が支給する障害福祉サービス費等の1/4を負担する。	9,360,127
障害児施設給付費等支給・障害児施設措置事業	障害児入所給付費又は措置委託費等を障害児入所施設に支給する。また、市町村が支給する障害児通所給付費等の1/4を負担する。	1,508,802
相談支援従事者研修事業	相談支援事業所において障がい者からの各種相談に応じる相談支援専門員に対する研修を実施する。	1,023
自立支援協議会設置運営経費	本県の相談支援体制のあり方に関する検討を行うため、障害者総合支援法の規定に基づき熊本県自立支援協議会を運営する。	664
民生委員費（指導訓練研修）	民生委員法に基づき、民生委員・児童委員の役割等について認識を深めるために各種研修を実施する。	2,172
身体障がい者相談員活動強化事業	身体障がい者相談員に対し、具体的な事例を用いた研修を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。	298
知的障がい者相談員活動強化事業	知的障がい者相談員に対し、具体的な事例を用いた研修を行い、相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。	142
サービス管理責任者研修事業	サービス管理責任者を養成するための研修会における指導者を育成するため、厚生労働省が実施する指導者養成研修へ派遣する。	745

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
障害程度区分認定調査員等研修事業	客観的かつ公平公正な障害支援区分認定が行われるよう障害支援区分認定調査員、市町村審査会委員及び医師研修を行う。	1,007
		障がい者支援課
ナースセンター事業	ナースセンター相談員の出張相談、看護職員の離職届出制度の運用等を行い、未就業者の就業を促進し、医療機関等の看護職員不足解消を図る。	25,887
		医療政策課
福祉サービス第三者評価推進事業	第三者評価機関の認証、評価基準の策定、評価結果の公表、評価調査者養成研修、評価事業の情報提供、普及啓発、苦情への対応等を行う。	2,299
		健康福祉政策課
発達障がい者支援医療体制整備事業	身近な地域で発達障がいを診療できる医師を確保するとともに、小児科医と精神科医が連携した医療の提供等により受診までの待機期間の短縮等を図る。	17,333
		障がい者支援課
発達障がい者支援センター事業	県内2か所に発達障がい者支援センターを設置し、発達障がいのある障がい児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な助言、指導を行う。	54,125
		障がい者支援課
発達障がい者支援体制整備事業	発達障がい者支援体制整備検討委員会等を設置して県の課題や施策の検討を行うとともに、熊本県・熊本市連携発達障がいに関する講演会及びペアレントメンター養成研修等事業を行う。	1,473
		障がい者支援課
発達障がい児早期発見・早期支援事業	発達障がい児の早期発見・早期支援に取り組めるよう作成したマニュアルの活用を推進する。	1,126
		子ども未来課
重度障がい者居宅生活支援事業	在宅で重度障がい児（者）の介護を行っている家族のレスパイトケアを図るため、訪問介護従事者の研修を行うほか、医療的ケアを行う事業所の設置運営を支援する。	13,429
		障がい者支援課
強度行動障がい支援者養成研修事業	自傷、他害等生活環境への著しい不適応行動を示す強度行動障がい児（者）に対して、適切な支援を行うことのできるよう施設職員への研修を行う。	1,420
		障がい者支援課
高次脳機能障害支援普及事業	高次脳機能障害支援センターを熊本医学部附属病院内に設置し、高次脳機能障がい者本人や家族等からの相談対応や、研修等を行う。	5,398
		障がい者支援課
難病患者地域支援対策推進事業	保健所において、難病患者が適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談や医療相談等のほか、難病対策地域協議会の開催等を行う。	3,423
		健康づくり推進課
難病相談・支援センター事業	難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の向上を図るため、日常生活の相談に関する対応や、就労支援、講演会等を行う。	10,870
		健康づくり推進課
矯正施設等退所者社会復帰支援事業	矯正施設退所予定者について、退所後直ちに福祉サービス等を提供できるよう、司法と福祉が連携して退所者等の社会復帰を支援する。	23,705
		社会福祉課

施策分野②

保健・医療

施策の概要

- 療育機関と保健、医療、教育の関係機関との連携強化を通して、地域療育体制の充実を図るとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害児通所支援の整備や支援の質の向上を図る。
- 精神障がいのある人が地域生活を送るうえで重要な救急医療体制の充実を図るとともに、精神保健福祉に関する中核機関である精神保健福祉センターによる取組みの充実を図る。
- 自立支援医療費の給付や重度心身障がい児（者）医療費の給付を通して、医療費の負担軽減を図る。

（１）療育

- ① 地域療育体制の充実
- ② 早期発見・早期支援の推進（１次圏域）
- ③ 児童発達支援センター等による支援（２次圏域）
- ④ こども総合療育センターにおける療育支援（３次圏域）

（２）精神保健医療

- ① 精神科救急医療体制の充実
- ② 精神保健福祉センターの機能充実

（３）保健・医療

- ① 自立支援医療費の給付
- ② 重度心身障がい児（者）医療費の助成
- ③ 障がい児（者）の歯科保健医療提供体制の整備

【数値目標の達成状況】

No	項 目	単 位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達 成 状 況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
12	障がいの受入れ歯科医療機関(病院・診療所)の数	か所	184	—	275	A	212 (H29年度末)
				—	129.7%		

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
地域療育総合推進事業	地域療育ネットワークの構築、地域療育センター運営補助、難聴児及び発達障がい児への療育支援を行う。	25,082
		障がい者支援課
すこやか育児支援事業	発育・発達に何らかの問題を抱える児を早期発見し、保護者の悩みを軽減できるよう、こども総合療育センタースタッフによる巡回相談等を行う。	745
		子ども未来課
精神科救急医療体制整備事業	精神科病院の輪番制による夜間又は休日における診療体制の整備や精神科救急情報センターの運営、身体合併症患者の夜間又は休日における受入体制の確保を行う。	28,864
		障がい者支援課
地域自殺対策強化交付金事業	自殺予防週間等における街頭キャンペーンや自殺対策に取り組む市町村及び民間団体に対する助成、自殺予防に携わる人材育成のための研修等を行う。	40,567
		障がい者支援課
地域自殺対策推進センター運営事業	自殺対策連絡協議会の開催など地域自殺対策推進センターの設置・運営を行う。	1,841
		障がい者支援課
ひきこもり対策推進事業	精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、ひきこもりの本人や家族等への相談支援や普及啓発などの対策を総合的に行う。	6,431
		障がい者支援課
更生医療費	身体障がい者の身体機能の障がいを軽減又は改善するなど、身体障がい者の更生に必要な医療の給付を行う場合に市町村が支弁する費用に対して助成する。	847,098
		障がい者支援課
精神通院医療費	精神障がい者が精神科病院等を受診したときに要した費用の一部を、自立支援医療費として負担する。	1,788,061
		障がい者支援課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい児（者）の医療費助成事業を実施する市町村に対して助成する。	1,533,797
		障がい者支援課
歯科保健医療提供体制整備	障がい者に対する歯科診療を行う口腔保健センターの運営費に対して助成する。	1,543
		医療政策課

施策分野③

教育、文化芸術活動・スポーツ

施策の概要

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向け、一人一人のニーズに応じた支援の充実を図るとともに、教育の充実に向け、教員の専門性向上や教育環境の整備を図る。
- 障がいのある子どももいない子どもも共に学ぶ教育環境づくり（インクルーシブ教育システムの構築）に向けた取組みを推進する。
- 文化芸術活動・スポーツへの参加者の裾野を広げるとともに、障がいのある人の個性を伸ばし可能性を追求するため、スペシャリストの発掘や育成に向けた取組みを推進する。

（１）教育における支援体制

- ① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実
- ② キャリア教育の充実
- ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実
- ④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援
- ⑤ 段階的支援体制の充実

（２）教員等の専門性向上

- ① 教員の専門性向上
- ② 放課後児童支援員の配置の支援

（３）インクルーシブ教育システム

- ① インクルーシブ教育システムの構築

（４）教育環境整備

- ① 県立特別支援学校の教育環境整備

（５）文化芸術・スポーツ

- ① 文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進
- ② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)		H27年度末 (実績値)		達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)	達成率(%)		
13	高等学校における個別的教育支援計画作成率	%	23.1	60.2 100.3%	75.6 126.0%	A	60.0 (H30年度末)		
14	教員の特別支援教育に関する研修受講率	%	70.0	65.7 65.7%	70.4 70.4%	C	100		
15	県が主催する障がい者スポーツ大会への参加人数	人数	2,041	1,872 85.1%	1,946 88.5%	B	2,200		

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
特別支援教育総合推進事業	広域特別支援連携協議会や地域特別支援連携協議会の開催や、特別支援教育に関する専門性の向上を図るため、教職員等への研修を行う。	3,807
		特別支援教育課
ほほえみスクールライフ支援事業	医療的ケアが必要な児童生徒に対し、特別支援学校に看護師を配置するとともに、人工呼吸器を装着している児童生徒に対し、看護師を派遣する事業所への助成を行う。	47,149
		特別支援教育課
特別支援学校キャリアサポート事業	キャリアサポーター3人を配置し、多様な分野における求人開拓を推進するとともに、生徒への就職指導や就職後の定着指導を行う。	6,960
		特別支援教育課
放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員を対象に認定資格研修等を行う。	4,957
		子ども未来課
教職員研修事業	特別支援学級及び通級指導教室担当者への研修や小中学校の通常の学級及び高等学校の教員への研修を行う。	4,356
		特別支援教育課
特別支援教育環境整備事業	東部支援学校（仮称）の新設に向けた基本設計、県南高等支援学校（仮称）の新設に向けた基本構想の策定及び菊池支援学校高等部山鹿分教室の改修を行う。	123,785
		特別支援教育課
くまもと障がい者スポーツ大会	スポーツを通して障がいのある人の社会参加を促進し、障がいのある人への県民の理解を深めるためにスポーツ大会を開催する。	5,081
		障がい者支援課
全国障害者スポーツ大会熊本県選手団派遣	障がい者の自立及び社会参加の推進に寄与することを目的として、全国大会に熊本県選手団を派遣する。	14,938
		障がい者支援課
地域精神障がい者スポレク大会	スポーツとレクリエーションを通じて、精神障がいのある人の社会参加を促進し、精神障がいのある人への県民の理解を深めるためにスポーツ大会を開催する。	2,448
		障がい者支援課
障がい者芸術・文化推進事業	障がいや障がいのある人への県民の理解を深めるための啓発イベントを、県や関係団体等で組織する実行委員会により開催する。	3,157
		障がい者支援課
精神障がい者作品展	精神障がい者が社会復帰に向けた訓練の中で制作した作品を展示し、精神障がいのある人への理解を深め、精神障がいのある人の社会参加の促進を図る。	177
		障がい者支援課
2020東京パラリンピック選手育成・強化事業	2020年の東京パラリンピックに向け、出場の可能性が高い県選手を集中的に育成・強化することで、同大会への出場者を生み出し、障がい者の社会参加促進を図る。	15,000
		障がい者支援課

施策分野④

雇用・就業、経済的自立の支援

施策の概要

- 障がいのある人の自立に向けて、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の就労支援や職場定着支援の取組みを強化する。
- 職業訓練等を通して、障がいのある人の技能や能力の向上を図るとともに、障がいのある人の能力が十分に生かされるよう、企業や事業所の理解促進や意識啓発を進める。
- 多様な就労支援の一つとして、福祉と農業の連携による就労支援に取り組む。
- 工賃水準の向上のための取組みとして、国の機関や市町村との連携のもと、全県的に障害者就労施設等からの優先調達を推進する。

(1) 雇用促進

- ① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化
- ② 総合的な就労支援体制の構築
- ③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援

(2) 職業能力開発

- ① 職業準備訓練の実施
- ② 職業訓練の充実
- ③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進

(3) 多様な就労支援

- ① 福祉と農業の連携による就労支援

(4) 工賃向上

- ① 工賃水準の向上に向けた取組みの推進
- ② 共同受発注システムの活用促進
- ③ 障害者就労施設等からの優先調達推進

(5) 所得保障

- ① 年金制度・各種手当制度の周知

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
16	ハローワークにおける障がい者の就職件数	件数	1,950	2,169 81.8%	2,159 81.5%	B	2,650
17	障害者就業・生活支援センター利用者の一般事業所への就職件数	件数	208	216 75.5%	235 82.2%	B	286
18	一般就労に移行した施設利用者数	年間人数	155	175 83.7%	204 97.6%	B	209 (H29年度末)
19	障害者就業・生活支援センター利用者の就職後の定着率	%	77.2	77.4 93.3%	81.0 97.6%	B	83.0
20	障がい者委託訓練事業修了者の就職率	%	56.9	52.9 75.6%	45.2 64.6%	C	70 (H29年度末)
21	就労継続支援B型の平均工賃月額	円	13,648	14,042 88.9%	13,866 87.8%	B	15,800 (H29年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
委託訓練事業	熊本ソフトウェア株式会社に委託している身体障がい者を対象とした訓練を行う。	9,536
		労働雇用創生課
障害者就業・生活支援センター事業	「障害者就業・生活支援センター」を設置し、障がい者の就業のための相談・助言、事業所の開拓、職場訓練のあっせん等とこれに伴う生活面の支援を行う。	36,718
		労働雇用創生課
若年性認知症対策事業	市町村、関係団体と連携して、企業や障がい者福祉施設等において、適切な対応ができるよう、若年性認知症への理解を促進する。	5,290
		認知症対策・地域ケア推進課
認知症家族支援体制強化事業	認知症の相談窓口に配置している「若年性認知症支援コーディネーター」が関係機関と連携し、企業での就労継続、障がい者福祉施設での受入れ等を促進する。	4,529
		認知症対策・地域ケア推進課
障がい者職業能力開発事業	民間教育訓練機関等を活用した身体、知的及び精神障がい者等を対象とした訓練を行う。	33,716
		労働雇用創生課
障がい者雇用優良事業所等知事表彰	障がい者雇用優良事業所や優秀勤労障がい者に対して、その功績を称えて表彰を行う。	75
		労働雇用創生課
障害者職場実習促進事業	障がいのある実習生を受け入れる農業法人等に対し、職場実習を容易にするための施設、設備等の整備に要する経費について助成する。	3,141
		障がい者支援課
中山間地域サポート推進事業	中山間及び棚田地域における農地等の有する多面的機能を発揮するための住民活動と保全活動のうち、農業と福祉が連携した活動について支援を行う。	5,000
		むらづくり課
工賃向上計画支援事業	熊本県工賃向上3か年計画に基づき、商品力向上、販路拡大等の各事業所の自主的な取組みへの支援、官公需発注の拡大等を行う。	5,185
		障がい者支援課
法施行事務費(障がい保健福祉ホームページ管理保守業務委託)	特別児童扶養手当、特別障害者手当及び障害児福祉手当等の各種手当や心身障害者扶養共済について周知する。	350
		障がい者支援課
法施行事務費(障がい福祉のしおり作成)	障害基礎年金等の国の年金制度や、特別児童扶養手当等の各種手当及び心身障害者扶養共済制度について周知する。	870
		障がい者支援課

施策分野⑤

情報アクセシビリティ

施策の概要

- 障がいのある人が必要な時に必要な情報が得られるよう、障がい特性に配慮した情報の提供など情報のバリアフリーを推進する。
- 障がいのある人のコミュニケーションを支援する人材の養成や、円滑なコミュニケーションを図るための情報通信機器、ヘルプカード等の普及を図る。

(1) 情報バリアフリー

- ① 分かりやすい広報の推進
- ② 障がい特性に応じた情報の提供

(2) コミュニケーション支援

- ① コミュニケーションを支援する人材の養成・確保
- ② 意思疎通支援事業の推進
- ③ 情報通信技術等の活用促進
- ④ 日常生活用具等の給付
- ⑤ 難聴児補聴器購入助成事業の実施

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
22	点訳・朗読奉仕員養成研修修了者数	人数	1,347	1,380 90.7%	1,395 91.7%	B	1,522
23	手話奉仕員養成研修修了者数	人数	551	631 53.1%	644 54.2%	C	1,188
24	要約筆記者養成研修修了者数	人数	18	36 31.0%	42 36.2%	D	116
25	盲ろう者通訳・介助員養成研修修了者数	人数	38	51 47.2%	57 52.8%	C	108

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
やさしくまもとづくり広報事業	視覚・聴覚に障がいのある人が県政への参加と理解を図ることを目的に、県広報誌の点字版とデジ版の作成や、県政テレビ番組の字幕挿入を行う。	5,595
		広報課
聴覚障がい生活情報・コミュニケーション改善事業	手話・字幕付ビデオによる生活情報の提供、情報誌の発行、FAXによるポータルサービス等により聴覚障がい者へのコミュニケーション支援を行う。	249
		障がい者支援課
字幕映像ライブラリー事業	字幕又は手話を挿入したDVD等の制作・貸出しを行う。	446
		障がい者支援課
点字による即時情報ネットワーク事業	日本盲人連合会が提供する毎日の新しい新聞情報等を、インターネットを利用して受け取り、希望する地域の視覚障がい者へ点字物や音声等により提供する。	832
		障がい者支援課
点訳奉仕員・朗読奉仕員ステップアップ研修事業	点訳・朗読（音訳）奉仕員として登録された者の専門的技能等の向上を図る現任研修を実施する。	206
		障がい者支援課
手話通訳設置事業	県庁及び県出先機関において手話通訳が必要な人のニーズに応じるため、熊本県聴覚障害者総合福祉センターに手話通訳者を設置する。	2,027
		障がい者支援課
手話通訳者養成事業	手話に必要な手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する。	720
		障がい者支援課
手話通訳者養成ステップアップ研修事業	手話通訳者として登録された者を対象に、手話通訳者の資格取得に向けた養成研修を実施する。	160
		障がい者支援課
要約筆記者養成事業	要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成する。	479
		障がい者支援課
要約筆記者養成ステップアップ研修事業	要約筆記奉仕員として登録された者等を対象に、要約筆記者の資格取得に向けた養成研修を実施する。全国統一要約筆記者認定試験に向けた専門研修を実施する。	295
		障がい者支援課
盲ろう者通訳・介助員養成事業	訪問介護員や障がい者支援施設職員等で盲ろう者の通訳、介助を申し出た者の中から、盲ろう者通訳・介助員の養成を行う。	284
		障がい者支援課
盲ろう者通訳・介助員養成促進事業	盲ろう者通訳・介助員養成事業により研修を受講した者に対し、技能等の向上を図る現任研修などを行う。	60
		障がい者支援課
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者通訳・介助員を派遣する。	1,614
		障がい者支援課
視覚障がい者生活訓練事業	視覚障がいのある人に対して、日常生活を営むうえで必要とされる能力についての訓練活動を実施する。	471
		障がい者支援課
音声機能障がい者発声訓練指導者養成事業	疾病等により喉頭を摘出した音声機能障がい者に対する発声訓練に携わる指導者を養成する。	43
		障がい者支援課
コミュニケーション推進事業	県内の企業・団体等が主催する大会等への意思疎通支援者の派遣や市町村域を越える広域的な障害者団体の会議等に、意思疎通支援者を派遣などを行う。	578
		障がい者支援課
コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業	適切に意思疎通支援者の派遣が行われるよう、派遣コーディネーターに従事する者の業務の向上を図るための研修を行う。	57
		障がい者支援課
聴覚障がい児補聴器購入費助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障がいのある難聴児の補聴器購入費について助成する市町村に対して助成する。	1,199
		障がい者支援課

施策分野⑥

安心・安全

施策の概要

- 災害時の安全が確保されるよう、市町村における障がいの特性や地域の実情等を踏まえた避難支援体制の整備を支援する。
- 障がいのある人の日常生活における外出・移動支援の充実を図る。
- 障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進や、地域における交流の場の充実を図る。

(1) 災害対策

- ① 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の策定支援
- ② 災害時の適切な避難支援体制の整備
- ③ 入所施設等の耐震化・防火対策等の促進

(2) 外出・移動支援

- ① 移動支援事業の充実
- ② 身体障害者補助犬の普及
- ③ ハートフルサポーターの育成
- ④ ハートフルパス制度の普及啓発
- ⑤ おでかけ安心トイレの普及

(3) 防犯

- ① 障がい者への安全対策
- ② 障がいの特性に応じた110番通報の利用促進
- ③ 犯罪や防犯に関連する情報の提供等による支援

(4) 障がい者の消費者トラブル防止

- ① 地域での見守りネットワーク構築支援
- ② 障がい者に対する消費者教育の推進

(5) 交流活動

- ① 「地域の縁がわ」の普及促進
- ② 「地域ふれあいホーム」の普及促進

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
26	避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)策定市町村数	市町村	—	13 28.9%	25 55.6%	C	45 (H28年度末)
27	移動支援事業(市町村地域生活支援事業)利用者数	人数	4,631	3,999 61.4%	4,258 65.3%	C	6,516
28	ハートフルパス制度の協力施設数	施設	1,600	2,009 105.7%	2,032 106.9%	A	1,900 (H28年度末)
29	地域の縁がわ か所数	か所	443	520 104.0%	542 108.4%	A	500 (H27年度末)

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
避難行動要支援者の避難支援計画（個別計画）の策定支援	災害時に自力での避難が困難な方（避難行動要支援者）について、各市町村で作成している避難行動要支援者名簿に基づいた避難支援計画（個別計画）の策定支援を行う。	0
ハートフルサポーター等	高齢者や障がい者等と接する機会の多い事業者の職員を対象に、障がい者等の特性や対応方法についての研修を行う。	708
市町村地域生活支援事業	市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、地域生活支援事業に要する経費の一部を補助する。	229,146
身体障害者補助犬育成事業	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成団体に対し、育成に要する経費を助成する。	1,500
障がい者用駐車場利用証事業	県が交付基準を設定し、基準に該当する障がい者、高齢者、妊産婦等に対し、県内共通の利用証（ハートフルパス）を交付する。	5,954
ゆっぴー安心メール事業	各種犯罪情報や行方不明者情報等を携帯・パソコンメールの配信システムで、警察本部や各警察署からタイムリーに情報を発信する。	972
見守りネットワークの構築	障がいのある人など消費者被害に遭いやすい方々を地域で見守るネットワークを作る。（消費生活地域相談員、民生委員、地域包括支援センター、警察等）	721
消費者教育担い手育成事業	知的障がい者向けのリーフレット及び支援者向けの手引書について、効果的な使用方法についての研修を行い、教材の理解を深め、障がい者の消費者被害の未然防止を図る。	1,410
地域の縁がわづくり推進事業	子ども、高齢者、障がい者の誰もが集い支え合う地域の拠点「地域の縁がわ」及び地域の縁がわに宿泊機能等を有した「地域ふれあいホーム」の普及などを行う。	2,411
地域の結びづくり推進・支援事業	小地域ネットワーク活動など地域住民が相互に支え合う活動の充実・強化に取り組む市町村及び市町村社協を支援等を行う。	3,331
災害派遣精神医療チーム体制整備事業	精神科医、臨床心理士、看護師、精神保健福祉士等で構成する災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備に取り組む。	586
災害派遣精神医療チーム活動事業	保険料など災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動に要する経費。	3,905
こころのケアセンター運営事業	熊本地震の被災者の心のケアを中長期的に行う「熊本こころのケアセンター」の設置・運営等に要する経費。	45,899

施策分野⑦

生活環境

施策の概要

- 障がいのある人をはじめ誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを推進する。
- 障がいのある人も安全かつ円滑に利用できるよう、住宅・建築物、道路・都市公園、旅客施設・公共交通機関のユニバーサルデザイン化を推進する。併せて、ユニバーサルデザイン化に向けた意識啓発を進める。

(1) 住宅・建築物

- ① 県有建築物の整備
- ② 民間建築物整備に対する支援
- ③ 広報活動及び研修会等による啓発
- ④ 公的賃貸住宅の整備
- ⑤ 住宅改造に対する支援
- ⑥ 障がい者の居住支援

(2) 道路・都市公園

- ① 歩道等の整備
- ② 都市公園の整備

(3) 旅客施設・公共交通機関

- ① 旅客施設及び公共車両のユニバーサルデザイン化

【数値目標の達成状況】

No	項 目	単位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
30	事前協議対象建物のうち計画段階で事前協議が行われた建築物の割合	%	71.3	82.1 82.1%	81.7 81.7%	B	100
31	事前協議対象建物のうち事前協議済み通知書が交付された建築物の累計数	件数	1,946	2,202 66.7%	2,449 74.2%	C	3,300
32	県営住宅におけるUD対応住宅の割合	%	22.5	24.2 60.5%	25.5 63.8%	C	40.0
33	県が管理する道路のうち、歩道整備計画における歩道のバリアフリー整備延長割合	%	64.2	68.4 76.0%	73.7 81.9%	B	90.0
34	乗合バスのうちノンステップバスの割合	%	15.7	27.7 92.3%	32.1 107.0%	A	30.0

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
熊本県ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業	ユニバーサルデザインに配慮した建築物の整備を行う民間事業者等に補助する市町村を支援する。	3,500
		建築課
公営住宅ストック総合改善事業	公営住宅ストック総合改善事業の一環として、既設県営住宅のユニバーサルデザイン化を推進する。	146,046
		住宅課
熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業	重度の身体及び知的の障がい児（者）がいる世帯に対して、住宅改造に必要な経費を助成する市町村に助成費の1/2を補助する。	6,284
		障がい者支援課
UDやさしいまちづくり普及啓発事業	障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）やおでかけ安心トイレの普及をはじめ、UDを理念としたやさしいまちづくりを推進するための人材育成等を行う。	9,825
		健康福祉政策課
やさしい道づくり事業	障がいのある人が円滑に利用できる道路の整備を行う。	1,444,347
		道路保全課
公園施設長寿命化対策支援事業	公園施設長寿命化計画に基づき、県営都市公園の老朽化した施設について、施設の改築・更新を行うとともに、バリアフリー化を推進する。	326,000
		都市計画課
公共車両のユニバーサルデザイン化	地域公共交通確保維持改善事業補助金によるノンステップバス車両購入費補助（国庫）の活用等について、各バス事業者に対し導入の周知を行う。	—
		交通政策課

施策分野⑧

差別の解消及び権利擁護の推進

施策の概要

- 障がいのある人への不利益取扱いの禁止や合理的配慮など「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の内容や、平成28年4月から施行される障害者差別解消法の周知を進める。
- 障がいの特性や障がいに応じた適切な配慮についての理解を深め、県民の「心のバリアフリー」を推進する。
- 障がいのある人への虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、障がいのある人の権利を擁護する取組みを推進する。

(1) 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の取組み推進
- ② 障がい特性についての理解促進
- ③ 行政機関における合理的配慮の推進

(2) 障がい者虐待防止

- ① 障がい者虐待防止対策の強化

(3) 成年後見制度等

- ① 成年後見制度の利用促進
- ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用促進

【数値目標の達成状況】

No	項目	単位	H25年度末 (現状値)	H26年度末 (参考)	H27年度末 (実績値)	達成 状況	H32年度末 (目標値)
				達成率(%)	達成率(%)		
35	障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例の認知度	%	37.9	33.1 66.2%	36.3 72.6%	C	50.0

【施策を構成する主な事業】

事業名	事業内容	H28予算額 (千円)
		担当課
障害者条例推進事業	障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例に基づき、障がいのある人からの相談に応じるとともに、県民の理解を深めるための普及啓発を行う。	12,439
障害者虐待防止対策支援事業	虐待事案に対し迅速に対応するとともに、「熊本県障害者虐待防止連絡会議」の開催や障害福祉サービス事業所等を対象とした研修会を開催する。	1,749
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障がい者など判断能力が低下した人が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う。	34,594
成年後見制度利用促進事業	市町村障がい福祉担当職員や障害福祉サービス事業所職員等の障がい福祉関係者に対して、成年後見制度に関する研修会を開催する。	354